

「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」が一部改正されました（令和3年7月1日施行）

船橋市は、「**人と動物との調和のとれた共生社会**」を実現するため、新たに「飼い猫の屋内飼養」「多頭飼育の届出制度」を設けるなど、条例を一部改正しました。

主な改正内容



詳細はこちら

「人と動物との調和のとれた共生社会」に向けた取り組みを進めます

市は、動物の愛護及び管理に関する普及啓発の推進を一層図ります。市民や市内に在勤・滞在等する方は、「動物の愛護」と他人への迷惑を防止するために「動物の管理」に努めてください。

犬・猫を合わせて10頭以上飼う方は届出が必要です

令和3年7月1日から、犬・猫を合わせて10頭以上飼う方は、動物愛護指導センターへ、「**多数の犬又は猫の飼養に係る届出**」をお願いします。（届出を怠った者及び虚偽の届出をした者には、5万円以下の過料が科せられる場合があります。）

動物を飼う前によく考えましょう

動物の飼い主になろうとする方は、その動物が自分のライフスタイルに合っているか、近隣に迷惑をかけないか、家族構成の変化及び動物の寿命等を考え終生に渡り動物の飼養をすることができるか等、慎重に判断するよう努めてください。

飼い猫の屋内飼養

猫のケガや事故の防止、近隣に迷惑をかけないために、飼い猫は屋内だけで飼養するよう努めてください。

犬のふんの持ち帰り義務

散歩中の犬のふんは、すぐに除去し、飼養施設まで持ち帰ることが飼い主の義務です。（違反した場合、10万円以下の罰金が科される場合があります。）

動物の災害対策

日頃から、災害時に備えた準備に努め、災害が発生したときは、動物の安全を保持し、動物による事故の防止等に努めてください。

動物を飼えなくなったときは新たな飼い主に譲渡する

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責任があります。日頃から、万が一に備えた準備をするよう努めてください。

（問い合わせ先）船橋市動物愛護指導センター

船橋市潮見町3-2-2 TEL: 047-435-3916